

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成28年7月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
観音寺市木之郷町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	三谷地区	平成28年2月29日
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	田井地区	平成28年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業)	植田下地区	平成27年12月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	天神地区	平成28年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	植田原地区	平成27年12月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	下原地区	平成28年3月25日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	堂免地区	平成28年3月25日
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (ため池護岸改修事業)	北田井池地区	平成28年3月4日